

子ども医療費給付制度 こんなときは届出が必要です

子ども医療費給付制度の受給資格者（満18歳に達した日以後の最初の3月31日までのお子様）について、以下のような場合には届出が必要です。必要なものをお持ちいただき、鏡野町役場子育て支援課または各振興センターにてお手続きをお願いいたします。郵送やマイナンバーカードを使った届出も受け付けておりますので、ぜひご利用ください。

郵送での届出

右記のQRコードから子ども医療費受給資格変更届を印刷・記入の上、届出に必要なものを添付して郵送してください。



変更届



記載例

届出が必要な場合	届出に必要なもの	届出後
①氏名が変わった場合	新しい健康保険証（郵送の場合はコピー）受給資格者証	新しい氏名の受給資格者証をお渡し（郵送）します。
②住所が変わった場合（町内転居）	受給資格者証	新しい住所の受給資格者証をお渡し（郵送）します。
③健康保険証が変わった場合	新しい健康保険証（郵送の場合はコピー）	受給資格者証については変更がないので、そのままお使いいただけます。

マイナンバーカードでの届出

「③健康保険証が変わった場合」については、「鏡野町電子申請・届出システム」からも届出が可能です。（ご利用には保護者の方のマイナンバーカードが必要です。）右記のQRコードからアプリをダウンロードしていただき、ご利用ください。



届出・お問い合わせ先

〒708-0392 鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：山本
電話 (0868) 54-2991 FAX (0868) 54-2891

国民健康保険の手続きについて

●国民健康保険は、自動的に喪失しません。

国民健康保険から他の健康保険への切り替えは、自動では行われません。新しい保険証を取得されたときは必要なものをご持参の上、役場（健康推進課）または各振興センター窓口で手続きを行ってください。

■必要なもの

①国民健康保険証 ②新しく加入した健康保険証（「健康保険資格取得証明書」でも可） ③マイナンバー（個人番号）がわかるもの ④本人確認ができる書類（運転免許証など）

●喪失手続きが行われない場合国保税の支払いが続きます。

例

会社に就職して、新しく社会保険の保険証を受け取り、医療機関へは新しい保険証で受診していた。毎月、国民健康保険税の納付書が届くが、そのままにしていた。後日、役場から国民健康保険税納付の督促が届き、国保税が滞納になっていることがわかった。

●他の健康保険に加入したが新しい保険証をまだ受け取れないとき

職場の健康保険に加入しても、新しい保険証をすぐに受け取れない場合があります。その時は、職場から「健康保険資格取得証明書」を発行してもらい、役場へ提出することで、喪失手続きができます。他の健康保険加入後に国民健康保険証で受診した場合は、鏡野町が負担した医療費を返していただくことになります。

お問い合わせ先

鏡野町健康推進課 医療保険係 担当：小林・村島 電話 (0868) 54-2025